

平 戸 市 監 査 公 表 第 149-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和 2 年 6 月 11 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 神 田 全 記

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

会計課

第 3 監査の期間

令和元年 12 月 20 日（金）

第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧

【措置を講じた部局：会計課】

区分	内 容	措 置
指摘事項	<p>1. 歳入歳出外現金（保管金）の管理について</p> <p>源泉所得税や入札保証金などの歳入歳出外現金（保管金）とは、地方公共団体の所有に属さず、法律又はこれに基づく政令の規定等により地方公共団体が保管する現金であり、その受払いは歳入歳出予算や決算には計上されない。</p> <p>管理については各所管課で行い、払出伺兼払出命令書により処理を行っている。</p> <p>水産課が所管する漁港施設使用料及び港湾施設使用料については、長崎県からの権限移譲に伴い、施設の使用許可、使用料の徴収及び県への納付を行っており、使用料については、受け入れを行った翌月に県へ納付する取り扱いとなっている。</p> <p>今回の監査において、令和元年12月末現在の現金残高は、漁港施設使用料では、翌月納付予定額の1,295,251円を差し引いても2,061,760円の残高が生じ、港湾施設使用料も同様に翌月納付予定額の1,591,887円を差し引いても167,750円の残高が生じることになる。</p> <p>これは、平成23年12月末までに発生しているものと思われ、長期間に亘って残り現在に至っているため、その原因について調査し、適正に処理していただきたい。</p>	<p>今回、指摘事項となった水産課所管の県営漁港施設使用料及び港湾施設使用料にかかる歳入歳出外現金の余剰金調査及び処理については、会計課では個々の内容把握が難しいため、水産課に調査を依頼しました。</p> <p>その結果、当時の本庁所管課は、漁港は「水産課」港湾は「都市計画課」で処理されており、いずれも監査委員からの指摘どおり、平成23年度以前に徴収した使用料であることが判明しました。</p> <p>使用料の過年度分について、県水産部漁港漁場課、県土木部港湾課へそれぞれ経緯を説明し、指示を仰いだところ、県営漁港施設使用料及び港湾施設使用料であることを明確に確認できる使用漁港・港湾名、種別、使用者名が明らかになった分のみ受け入れ可能との回答がありました。</p> <p>そこで、当時の関係書類や財務会計システムのデータを調査したものの、市町村合併以前に徴収されたものが含まれていることや、「出納に関する文書」の保存期間が、平戸市文書管理規程で5年と規定されていることから、廃棄された書類も多く、全てを特定することができませんでした。</p> <p>このため、特定できた過年度分の使用料についての上記資料と県に対し未納付となった原因、再発防止のために講じた措置などを述べた理由書を提示したところ、例月報告で県に納付するよう指示があったことから、漁港施設使用料の余剰金総額2,061,760円のうち2,037,112円については、令和2年5月</p>

		<p>19 日、港湾施設使用料の余剰金総額 167,750 円のうち 130,428 円については令和 2 年 4 月 17 日付けで県へ納付しました。</p> <p>また、特定できなかった漁港施設使用料 24,648 円及び港湾施設使用料 37,322 円については、企画財政課と協議の上、令和元年度の一般会計(雑入)へ納入いたしました。</p> <p>以上により、令和 2 年 5 月 31 日現在、歳入歳出外現金における漁港・港湾分の余剰金はありません。</p> <p>最後に、このような事態となった原因について、当時の本庁・各支所の担当者に聞き取り調査などを行った結果、一番の原因は、担当者間の連絡・確認不足と当時の財務会計システムの構築不足であったと考えられます。</p> <p>現在はシステムも改修され、本庁・支所との連携を強化しているため、平成 24 年度以降の余剰金は発生しておりませんが、今後も定期的な確認業務を実施し、再発防止の継続に努めてまいります。</p>
--	--	--